

## 第2回 第4期嘉麻市自治推進委員会

○日 時 令和元年5月10日（金） 午前11時00分～

○場 所 嘉麻市役所 稲築庁舎 車庫上会議室

○出席者

職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
会 長	大 山 博 之		副 会 長	添 田 文 彰	
委 員	宇 佐 波 吉 徳		委 員	富 崎 静 江	
〃	室 井 美 智 世		〃	大 里 盛 人	
〃	鹿 江 由 美 子		〃	川 原 幸 二	
〃	西 村 光 昭		〃	松 田 クニ子	

・オブザーバー

副市長 白石 二郎

・事務局

企画財政課長 大村 輝生

企画財政課長補佐 廣谷 友紀

企画調整係長 松岡 彰

【議 事】

1. 平成30年6月議会における同一条例等のスタイルの統一に伴う自治基本条例の改正について

2. その他

平成30年6月議会における同一条例等のスタイルの統一に伴う自治基本条例の改正について（議員からの確認要望）

## 1. 経過

- (1) 平成30年6月議会において、同一条例等のスタイルを統一する議案を提出（可決）
- (2) 審議の中で田中義幸議員から自治基本条例（審議会の部分）の改正条文の一部について疑問が呈された。
- (3) 田中議員は、この改正でいいのかという疑問に対する審議会の意見を聞いてほしいという要望を同議会で発言した。
- (4) 副市長は、承知する旨の答弁をした。  
（もともと、招集権者は会長なので、次の諮問時などの招集時にあわせて審議願う予定であった。）
- (5) 平成31年3月議会において、再度、意見を聞いたかという質問があったが、まだ聞いていないと答弁している。
- (6) 上記経過より、本日意見を聞くものである。

## 2. 意見を聴取する改正内容

- (1) 前提として、全ての審議会の「所掌事務」という条文について、下記のように統一的なスタイルとした。

（所掌事務）

第 条 ○○審議会は、××（市長等執行機関の長）の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) ・ ・ ・ ・ ・ に関する事項
- (2) その他 ・ ・ ・ ・ ・ に関し、××（執行機関の長等）が特に必要と認める事項

- (2) 上記に従って、関係する所掌事務の規定である自治基本条例第38条第1項第2号の所掌事務の下記部分を改正した。

(自治推進委員会の設置)

第38条 . . . . . 設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例の運用及び見直しに関する事項

(2) その他自治の推進に関する重要事項

3 前項に定めるもののほか、委員会は、この条例の適正な運用及び見直しに関し、市長に意見を述べることができる。

を

(自治推進委員会の設置)

第38条 . . . . . 設置する。

2 委員会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議する。

(1) この条例の運用及び見直しに関する事項

(2) その他自治の推進に関し、市長が特に認める事項

3 前項に定めるもののほか、委員会は、この条例の適正な運用及び見直しに関し、市長に意見を述べることができる。

に改正した。

### (3) 田中義幸議員の疑義の内容

『同条第2項第2号の改正において、委員会の所掌事務が「市長が特に認める事項」の諮問等しか審議できないこととなっているが、もとの条文では「市長」という文言がないから、この委員会が重要と思った事項を審議できるという条文ではなかったか？

もともとこの条例が市長の暴走を止めるもので、市長の思う通りのものしか審議できなくなるのではないのか？この条例作成時には何回も私も含めた策定委員みんなで協議したものであ

るから、この改正にあたっては、委員会の意見を聞かなければならなかったのではないか？』

上記の意見を踏まえ、今回この委員会の意見を聴取するもの。

### 3. 執行部の改正の考え方

- (1) 今回の改正は、単にスタイルの統一を図ったもので、委員会の意見を聞くような内容ではないこと。

また、通常、条例の改正は、執行部が行うもので、当該委員会等の意見を聞くことはない。ただし、内容が大きく変わることであれば、その条例の作成過程を鑑みて、意見を聞くこともあることは否定しない。

- (2) 田中議員の疑義に対する回答は下記のとおり。

今回の改正において、田中議員は、自治推進委員会だからこそ委員会が必要と思う事項も審議するために、改正前は「市長」という文言がなかったと主張されるが、他の附属機関の条例等も例規統一前には「市長」「教育長」「教育委員会」などの文言が入っているものと入っていないものが混在していた。

それらをすべて統一することで、今回のような疑義を生じさせないためにも、主語をはっきりさせたものである。

市長が諮問するなら市長と入れなくてもいいではないかという議論もあるが、条例によっては、他の専門家が重要と考える事項を聞いて委員会に諮問することも十分考えられるので、それぞれの条例等に誰が重要と考える事項なのかということを明記したところである。

また、第1号に規定しているような確定的な事項以外の諮問が必要となったときに、市長がこの委員会に審議してもらうことができなくなることを避けるため、大きな枠として「その他市長が認める事項」を設けているものである。

なお、田中議員の言うように、「委員会が重要と認める事項」を市長が諮問できるようになっているとしても、諮問の権限は、市長にあるので、暴走を止めるという意味でいくら附属機関が重要と考えても、市長が重要と考えず諮問しなければ意味のないこととなってしまいます。このような実のない条文を作ることは、適切でなく、市長の思う通りのものしか審議できなくなるという田中議員のご指摘は、当たらないものと考えます。

次に、市長等の下部組織として、本来附属機関は諮問に応じた審議をするものであって、自主的審議の機能はないものである。

しかし、近年は、市民への直接的な関与等も見受けられる。特に、この自治基本条例においては、顕著なもので、自治推進委員会に対し、ある程度の権能を与えているのが自治基本条例である。

それが、この第38条第3項で規定される「市長に意見を述べることができる。」という建議の権能を与えているものである。

従って、建議したものを市長が諮問したければすればよいし、田中議員の言う「委員会の考える重要事項」を諮問してもらうこととも合致し、これにより第2項との整合性も図れる。

田中議員の言うような「暴走を止める」又は「前向きな議論」の手段はここに規定されており、第2項の諮問事項の定義の中には含まれていないと執行部は考える。なお、自治基本条例制定に係る議会提出資料の逐条解説にも「含まれる」ということは記述されていない。

#### 4. 結論

以上のことから、執行部としては、文言の整理をただけであり、内容についての変更はないことをご理解いただきたい。

平成25年2月4日

嘉麻市長 松岡 賛 様

嘉麻市自治推進委員会  
会長 下村 孝

答 申 書

平成23年6月16日付け23嘉企第105号にて貴職から諮問のありました嘉麻市自治基本条例の運用及び見直しに関することについて、その他自治の推進に関することについて、当委員会において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申いたします。

～ 省略 ～

## 【付帯意見】

### 1 ケーブルネットワーク基盤整備事業に関する市民説明会の開催

嘉麻市が計画しているケーブルネットワーク基盤整備事業（ケーブルテレビ全市拡大）について、自治基本条例第20条に基づく、全市民を対象とした市民説明会の開催を速やかに実施すべきです。

なお、市民説明会においては、1. 第二次嘉麻市行政改革大綱上の将来の財政見通しとの関係。2. ケーブルテレビ全市拡大に伴う、費用対効果と住民負担。等についてわかりやすい説明をおこない、市長の説明責任を果たすべきです。

### 2 本委員会開催スケジュールの問題

本委員会は、毎年度5回の開催スケジュールが組まれています。市長の附属機関である以上、その範囲内で無駄なく要領よく審議・検討し、答申内容（提言事項）を取りまとめなければなりません。自治基本条例の運用及び推進に関する検討課題は、条例が施行されてから年月が浅いだけに数多くの課題が残されており、多種多様な問題点が指摘されます。また、運用の過程において自治基本条例に抵触するような政策決定など、新たな問題が突発的に生じる場合もあります。そうした場合、限られた開催日程では慎重かつ丁寧な審議・検討の取りまとめができないことが心配されます。

そうした場合のことも考慮して、本委員会の開催日程は、たんに委員報酬など経費の削減を第一に考えるのではなく、実情に即して慎重な審議ができるよう予備日も含めるなど、余裕ある開催スケジュールを組むことを望みます。また、課題によっては迅速性及び継続性を保つ必要もあることから、その場合は、月1回レベルの開催が好ましいでしょう。

## 嘉麻市自治基本条例（解説）

嘉麻市は、福岡県のほぼ中央に位置し、遠賀川の源流を抱く山々の美しい自然に恵まれ、古くから豊かな穀倉地帯を形成し、農業を基幹産業とする地域として今日に至っています。また、明治中期以降は、筑豊炭田の一角として、日本の産業エネルギーを支えてきた歴史を有しています。

地方分権が進展する今日、私たちは、多様で個性豊かな地域社会をつくるため、市民一人ひとりが自ら考え、自ら決め、そして自ら責任をもって市政に参画し、互いに協力して、先人から受け継いだ豊かな自然環境や歴史、文化を尊び、次の世代を担う子どもたちへ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、市民が自治の主体であることを基本とし、情報を共有し、互いの立場を尊重し、知恵と力を出し合い、一体となって協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした認識のもと、市民が主体となった自治の実現を図るための基本となる理念や原則を明らかにするとともに、市民の市政への参画と協働などを定め、すべての人権が尊重され、豊かで活力ある嘉麻市を築いていくために、嘉麻市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

## 【解説】

前文は、この条例の制定に当たって、条例制定の由来、目的、決意などを明らかにし、本条例で規定する全般的な自治の方向性などを謳ったものです。

また、条文形式でないことから親しみやすい表現とするため「ですます調」で表現しています。

第1段落は、嘉麻市の地理的概要や歴史を明らかにしています。

第2段落は、条例制定の背景として、地方分権時代における、市民主体の自治の重要性を明らかにしています。地方分権とは、これまでの日本全国どこでも同じ行政サービスを受けられるという、中央省庁主導の縦割りの画一的な行政システムから、地方が抱える問題は、市民の意思と選択に基づいて解決し、地方自らが創意工夫を行えるような行政システムへと転換を図ろうとするものです。

第3段落は、前段の背景、重要性を踏まえて、市民、議会、市（市長及び市のすべての執行機関）の三者が情報を共有し、協働することの必要性を述べています。

第4段落は、前段までの考え方から市民が主体となった自治を実現するため自治基本条例を制定することを宣言しています。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、嘉麻市の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに議会、市長等の役割及び責務を定め、市民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。

## 【解説】

目的規定は、この条例が何を目指しているか理解できるようにするとともに、条例に規定する内容を明らかにするものです。

この条例では、嘉麻市における自治の考え方（基本理念）やその進め方（基本原則）を明らか



(自治推進委員会の設置)

第38条 市長は、この条例の趣旨に沿った自治の推進を図るため、嘉麻市自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例の運用及び見直しに関する事項

(2) その他自治の推進に関する重要事項

3 前項に定めるもののほか、委員会は、この条例の適正な運用及び見直しに関し、市長に意見を述べることができる。

(委員会の組織等)

第39条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 地方自治に識見を有する者 3人以内

(2) 公共的団体等が推薦する者 3人以内

(3) 市民からの公募による者 6人以内

3 委員会の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

ここでは、第37条の規定を受けて、この条例の見直し等を行なう自治推進委員会の設置等について規定したもので、この条例の理念が他の条例等や具体的な施策、制度に反映されているかをチェックするとともに、社会状況や自治の推進の取り組み状況の変化に即応しているか検証し、必要な場合は、見直しを行なうことを規定したものです。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。